



平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 高 島 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 高島 幸一  
(コード番号 8007 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 取締役常務執行役員 大畑 恭宏  
経 営 管 理 本 部 長  
電 話 03-5217-7335

「内部統制システム構築の基本方針」の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

当社は、取締役の職務の遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を下記のとおり定める。

- (1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
  - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社およびグループ会社に周知徹底を図る。
  - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構および取締役の職務分掌に基づいて業務及び職務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
  - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月 1 回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行状況を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
  - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
  - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
  - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制

- i. 「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
  - ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
  - iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営管理本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的にリスクの見直し・検討を行い、社長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
  - iv. 経営企画担当役員が当社およびグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
  - v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
  - vi. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
  - vii. 顧客対応リスクについては、事業担当取締役がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任をもって対処する。
  - viii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任をもって対処する。
  - ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
  - x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当ると共に、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
  - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社およびグループ会社の基本方針ならびに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社およびグループ会社に従事するすべての者が法令および定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
  - ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連法規等の啓蒙を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
  - iii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合または社内通報制度

により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は監査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。

- iv. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適性を確保する。
- ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。
- iii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
- iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
- v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的または、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
- vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会および監査等委員会に報告する。
- vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社ならびに当社の「分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
- viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
- ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役および監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。

(7) 監査等委員会の職務遂行補佐員及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制

- i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員職務遂行補佐員を配置するものとする。
- ii. 監査等委員職務執行補佐員の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会と協議を行い、同意を得た上で、決定する。
- iii. 監査等委員職務執行補佐員への業務命令は監査等委員が行い、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令は受けないものとする。

(8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監

査等委員会に報告する。

- ii. 業務執行会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項および社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報告する。
- iii. グループ会社の監査役は、役員および使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して報告を行うこととする。

(9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
- ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

- i. 特定取締役および内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的且つ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
- ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を得られるよう配慮する。

以上